

## 第7回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成28年12月20日（火）16:00～18:02
2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、大田弘子（議長）、野坂美穂、  
原英史、吉田晴乃
  - （専門委員）川田順一、佐久間総一郎、堤香苗
  - （政府）山本内閣府特命担当大臣（規制改革）  
西川内閣府事務次官
  - （事務局）刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官
  - （報告者）内閣府：籠宮大臣官房審議官（経済財政運営担当）  
内閣官房：広瀬日本経済再生総合事務局次長
  - （ヒアリング出席者）日本商工会議所：朽原理事  
日本経済団体連合会：上田産業政策本部長  
経済同友会：藤森行政・制度改革委員長

### 4. 議題：

（開会）

1. 事業者ニーズの把握について
2. 事業者へのアンケート結果（事業者ニーズの把握関係）
3. 「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果  
（事業者ニーズの把握関係）
4. 他部局における先行的取組の検討状況
5. 規制・行政手続コスト削減の重点分野、目標・手法の検討にあたって

（閉会）

### 5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第7回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

出席状況でございますが、大崎専門委員、國領専門委員が御欠席でございます。

本日は、大田議長に御出席いただいております。

なお、野坂委員につきましては途中で御退席でございます。

大変お忙しい中、山本大臣には会議の前半御出席を頂戴しております。

では、まず、山本大臣より御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○山本大臣 師走のお忙しいところにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、規制・行政手続コスト削減に向けて、事業者のアンケート、意見募集の結果をいただいて、次の検討課題に議論を進めるということでもあります。

年度末に向けて重点分野とか削減目標を決めて行くということではありますが、ぜひ事業者のニーズをしっかりと踏まえた上で、すばらしい結果を生んでいただければと思っております。

私どもも全力を挙げて、それを受けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、報道関係の方々はこちらで御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○高橋部会長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は、まず、これまでの事業者ニーズの把握につきまして、事務局から御説明を頂戴したいと思います。よろしく願います。

○大槻参事官 お手元の資料1をごらんください。

規制・行政手続コストの削減を進める上での事業者のニーズを把握していくということで、このため、2の(1)ですけれども、団体等からのヒアリングを行ったところです。第3回から第5回の部会にかけまして、経済団体、士業団体、政府関係機関、有識者の合計13団体等から意見を聴取いたしました。

また、第6回部会においてその結果を報告し、負担感の類型別に意見を整理いたしました。

(2)としまして、事業者に対するアンケート調査を行っています。11月に日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会と共同で、各団体の会員企業に対してアンケートを実施し、約800社から回答を得ました。

経済団体に御協力いただいたアンケートの調査項目は、本日の資料の最後に参考資料3という束がございますが、ここにアンケートの項目をつけてございまして、どのような手続に負担を感じているか、また、どのような負担を感じるかといったことを確認したところです。本日はこれから各団体よりその結果を御報告いただくことになっております。

最後(3)としまして、内閣府ホームページを活用した意見募集を行っております。募集期間におきまして、事業者、団体、個人等から計105件の意見が提出されました。この後、本日の部会において結果を報告いたします。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、経済団体と共同で行いました事業者へのアンケートにつきまして、経済団体の方々より御説明を頂戴したいと思います。

本日お越しいただきましたのは、日本商工会議所の朽原理事、日本経済団体連合会の上

田産業政策本部長、経済同友会の藤森行政・制度改革委員長のお三方でございます。どうもありがとうございます。

まず、日本商工会議所より、資料2-1に沿いまして御説明を頂戴したいと思います。

なお、質疑は3団体の御説明の後、まとめて行いたいと思います。よろしく願いいたします。

○朽原理事 資料がございますので、座ったままで失礼いたします。

前回の11月21日のヒアリングに続きまして、2回目の発言の機会を賜り、ありがとうございます。

前回は、やや規模の小さいところを対象にした調査の結果を説明しましたが、本日は内閣府と共同調査ということで、やや大きめの企業が対象になってございます。

資料2-1のA4版横長の資料をお開きいただきたいと思います。

1ページでございますけれども、下段に書いてございますとおり、11月にアンケート調査を実施させていただきました。調査票は3,000社にお配りし、455社から集計可能な回答をいただいたところです。

この455社からいただいた回答を集計したものが2ページ以降でございますけれども、属性をごらんいただきますとわかりますように、私どもは総合経済団体ということで、満遍なく各業種から声をいただいております。なかでも、建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、不動産業から、特に多くいただいております。

また、右の円グラフのとおり、回答企業の約8割が常用雇用者100人以下ということで、中小・小規模企業からの声が多いと御理解いただきたいと思います。

3ページ、4ページを見開きでござんいただきたいと思います。調査結果の全体像を概要としてお示ししております。3ページの左側半分が事業の継続・拡大時、右側上半分が事業開始時、下半分が事業終了・承継時ということですが、いずれも同じような傾向を示しております。

左側半分を見ていただきますと、複数回答になりますが、455社のうち46.4%が「営業の許可・認可」の事務負担が重いと感じております。続いて「補助金の交付申請」、「調査・統計に対する協力」、「社会保険」、「従業員の納税」、「国税」、「地方税」となっております。「国税」と「地方税」を足すと、一くくりに税務分野ということになるかと思っております。

続いて、少し低くはなりますが「従業員の労務管理」、「補助金の事後手続」、「行政への入札・契約」という公共調達分野、この辺りが並んでくるという形になります。

4ページが負担を感じている手続の分野ということになります。回答企業数の多い順に上から順番に整理させていただいたものですが、右側に負担を感じている手続がございまして、括弧内が回答企業数になっております。

一番上の税務分野を見ていただきますと、「従業員の納税」の手続を負担に思っている企業が151社、「国税」の手続を負担に思っている企業が147社、「地方税」の手続を負担

に思っている企業が129社、「従業員への各種証明書類」の発行手続を負担に思っている企業が69社ということで、括弧内の数字を足しますと、真ん中の回答企業数合計の496という数字になります。足し上げた数を上から多い順番に並べていきますと、結局のところ、事業をやっている中では「税務」、「補助金・助成金」、「社会保険」、「許可・認可」、「行政による調査」、「公共調達」、「貿易・輸出入」といった手続分野に負担を感じているということになります。

その下の水色とグリーンの箱のちょうど境目のところに、それぞれ「登記」というものがございいます。「商業登記」や「不動産登記」などに関する手続は、事業開始時、事業終了・承継時ともに発生しますが、この登記分野についても割と負担を感じている企業が多いという結果になっています。

時間の関係がございいますので、7ページまで飛んでいただきたいと思います。下に表がございいますが、赤くなるほど回答の割合が多いというものでございいます。①から⑬までいろいろな手続における負担の内容を書いています、基本的に左側に赤い色が寄っております。どの手続においても基本的に「①申請様式の記載方法、記載内容がわかりにくい」、「②提出書類の作成の負担が大きい」、「③組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる」という回答が多いということです。また、特に「営業の許可・認可」、「補助金の交付申請」では、「⑩手続に要する期間が長い」、「⑬申請受理後の進捗状況が分からない」という声が多い結果となっております。これらは、要は、将来の経営計画のめどが立たないので一番困る、ということでもあります。手続の期間が特定されていれば、あるいは限定されていれば、手続が終了次第すぐ営業に移れるということですので、そういったことが改善されるとありがたいということです。

最後の11ページをごらんください。自由記述で幾つか答えていただいております、1つ目の○にございいますように、電子申告システムには国税のe-Taxと地方税のeLTAXがありますが、非常に使いづらいとのこととございいます。特に、わざわざ電子署名とカードリーダーを有料で購入しなければならない、小さなことですがこういったことが負担となっているということです。また、国税のe-Taxと地方税のeLTAXで互換性がなく、それぞれ登録し直す必要があり不便であるという意見もございました。

2つ目の○ですが、海外でスムーズに許可がおりた医療機器でも、日本では許可に長い時間と手間がかかり、負担に感じたということです。

4つ目の○ですが、いろいろな許可申請について、5年ごとに更新手続をしなければならないが、各自治体毎に異なった申請書式や添付書類を一々そろえて申請しないといけないので手間であるということです。

5つ目の○ですが、入札の際、ヒアリングの日時が決め打ちで融通がきかないので、中小企業にとっては負担であるということです。

最後に、年金事務所はふだんから非常に問合せが多く、年金事務所に電話をしてもつながらないケースが多いということで、急ぎの場合に困るということです。

これらのアンケート調査を踏まえ、日本商工会議所で意見書を取りまとめましたので、本日配付させていただきます。時間の関係がございますので、A3判横の概要版をごらんいただきたいと思います。基本認識のところの2つ目の○に書いてございますが、今回の調査結果でも明らかなように、生産性向上の障害や長時間労働の要因として、規制や行政手続の煩雑さを上げる声が多いということです。これを改善すれば、民間企業のみならず行政の職員の皆様の長時間労働の是正にも役立つということで、ひいては今、政府が目指している働き方改革にもつながるのではないかとということです。

こういった中で、先ほどのアンケートを踏まえ、私ども商工会議所としては、左側の1.にございますとおり、当面重点的に簡素化すべき行政手続分野として、「社会保険」、「補助金・助成金」、「税務」、「許可・認可」、「公共調達」、「貿易・輸出入」、「登記」、「行政による調査」の8分野の事務負担を減らしていただければありがたいと考えております。

ただし、これらの分野の行政手続簡素化を具体的に進めようとしても、行政手続の数がそもそもどれだけあるのか、余りにも多過ぎて私どもも把握しきれません。それから、ヒアリング等で個別の事例を収集いたしました。それもごく一部ですので、わかった範囲の個々の事案のみを簡素化しても効果は限定的であると考えられます。

したがって、右の2.にありますとおり、行政手続簡素化を進めるための手法について提案してございます。

まず、(1)にありますとおり、手続の総量を把握したうえで削減目標を設定してはどうかということです。イギリス等で25%削減という目標を掲げて成功した事例があると伺っておりますので、例えば全省一律で20%という削減目標を立てて、そこに向かって官民で取組を進めてはどうかということです。

(2)は、思い切って「原則」と「例外」を逆転する発想でご検討いただければどうかということです。1つ目の○にありますとおり、現に、中小企業庁では補助金申請書類を「原則3枚以内」にし、例外的に必要ながあればそれ以上を認めるという形になっておりますので、他の省庁でもこういった取組ができないかということです。これが実現できれば、官民ともに事務負担が軽減されるということかと思っております。

(2)の2つ目の○は、通常、営業を規制する法律は、許可・認可が原則となっておりますが、原則として自由にさせていただいて、必要なものは届出制、あるいは登録制とし、さらに必要なもの、命にかかわるようなものは許可・認可制とすることで、できる限り規制緩和できないかということです。

(2)の3つ目の○は、入札しても最終的に落札できない業者のほうが多いわけですので、例えば、初期段階では簡易な応募様式でとりあえず応募させて審査にかけ、最終的に残った業者から細かな書類を取るといった「多段階選抜方式」も有効ではないかという提案でございます。

(3)は、書類の提出先をできるだけワンストップ化していただきたいということです。

特に「東京開業ワンストップセンター」のように、特区の中で効果が出ている優れた事例もありますので、ぜひこういう事例を全国に展開していただきたいということです。

(4)は、地方分権の中でやむを得ないこととは思いますが、各自治体の様式がばらばらになっている一方、事業者は全国で営業活動をしておりますので、できるだけ統一の様式にしていきたいということです。

(5)は、ICT化を進めてほしいということと、マイナンバーが導入されておりますので、できる限りマイナンバーの情報連携機能を活用して、添付書類を極力削減するという取組をお願いしたいということです。

(6)は、窓口によって手続期間に格差があるようですので、できるだけ手続期間の均一化・短縮化をお願いしたいということです。

最後になりますが、(7)にありますとおり、これらの簡素化が図られた暁には、実費を徴収している証明料あるいは手数料について、削減された分に見合った金額をぜひ引き下げてほしいということです。

商工会議所からは以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、日本経済団体連合会より御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

○上田産業政策本部長 資料2-2に沿って説明申し上げます。

まず、開いていただいて2ページ目ですが、発送数が1,529に対して、289社・団体から回答を得ております。

回答企業の属性ですが、日本経済団体連合会ですので、3ページにございますように、基本的には大企業です。全業種カバーしておりますが、製造業のウエートが約43%と比較的高くなっております。

次の4ページを見ていただいて、基本的に経団連企業は設立されてから大分たっているところがほとんどでございますので、今回のアンケートでは事業開始時、事業継続・拡大時、終了時にどのような手続に負担を感じるかという設問でしたが、ほとんどの企業が事業継続・拡大時の手続ということで、いろいろと課題を指摘しておりますので、そこを中心に御説明申し上げたいと思います。

5ページ目でございますが、どのような手続に負担を感じているかということで、左側のグラフをごらんください。これは事業継続・拡大時の手続ということでございますが、一番多かったのが、字が非常に小さくて申し訳ないのですが、調査・統計に関する協力ということで、これは47.8%、次が社会保険に関する手続で、46.7%、続きまして、従業員の納税に係る事務ということで、所得税（源泉徴収、年末調整）、住民税（特別徴収）、これが46.7%。4番目が地方税の申告・納付、5番目が国税の申告・納付、6番目が営業の許可・認可に係る手続、次が従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行ということで、大体ここら辺が各社とも負担に感じている手続の代表的なところとなります。

おめくりいただきまして、6ページでございます。全体としては今、申し上げたとおりでございますが、製造業と非製造業で何か特徴があるのかということで、製造業になりますと、例えば個別品目の輸出入許可の話とか、化学品の安全管理とか、産業保安等々の手続が加わり、非製造業分野では、営業の許認可、行政への入札・契約に関する手続の割合が多くなっていくという傾向がございます。

7ページでございますが、さらに細かく業種別に何か特徴が出ているのかということで、大きな差はないのですが、例えば建設業ですと営業の許認可関係の手続が多くなるとか、運輸業においては補助金の交付申請に係る手続の負担が多いという傾向が出ております。

次に、具体的にそれぞれの手続のどの部分が負担になっているかという点につきまして、飛んで9ページをごらんください。総論としては、ここがございますように、手続別の負担感を見てみますと、提出書類の作成負担というのが一番多いということになっております。また、同様の書類を複数の組織、部署、窓口に出さなければならぬことが地方税あるいは調査・統計、社会保険で多くなっています。あと、オンライン化の課題については社会保険、調査・統計に多いという結果が出ております。

ちなみに、個別に見てまいりますと、この表の01ということで、営業の許可・認可の部分については、今、申し上げたとおり、赤いところに数字で97と書いておりますが、提出書類の作成負担が多いということ。その左右に申請様式の記載方法とか記載内容がわかりにくいとか、複数の部署に同じものを出さなければいけないとか、あと、オンライン化についても、右のほうに行っていただくと、濃いピンクのほうですけれども、44という数字が出ておりますが、手続のオンライン化が全部または一部されていない。添付書類についても紙とかCDで別途提出しなくてはならないといったことが課題となっております。あと、特に許認可で多いのは、申請を受理した後、どこまでプロセスが進んでいるのかわからないという不満も出ております。

おめくりいただきまして、10ページの表の左側、11をごらんください。国税ですが、これには法人税、所得税、消費税等の申告・納付が含まれますが、一番負担が大きいのが提出書類の作成ということで、赤いマークで101という数字が出ております。その左側の申請様式の記載方法、内容がわかりにくいという話、オンライン化の部分も今、申し上げたとおりでございます。概して、オンライン化はなされているという話があるのですが、実際その手続がオンライン化されているが使いにくく、結局、紙で提出したほうが早いということがあります。大企業で電子申請が使われない理由もこの辺りにもあるかと思えます。

地方税においてもほぼ同じような指摘が見られます。

13の社会保険に関する手続になりますと、提出資料の作成負担に加えまして、オンライン化の部分の数字が高く出ております。

従業員の納税に係る事務等でもほぼ同じ傾向が出ています。

17の調査・統計に対する協力の部分も、ほぼ同じです。提出書類の作成負担が大きいと

というのが大きく出ておりますので、大体の傾向値として赤とピンク色の部分ということで、手続はそれぞれ異なるのですが、負担感についてはほぼ同じ傾向が見られるのではないかと感じております。

次以降は、事業の開始時とか終了時の話がありますので、大幅に飛んでいただき、具体的にイメージが湧きにくいかと思っておりますので、自由記述でどういうものが出ているのかを御紹介したいと思います。16ページをごらんいただけますでしょうか。これは個別意見で出された例示でございますが、例えば調査・統計の負担感で、1番目のチェックのところで「経済センサス・活動調査」あるいは「工業統計調査」はデータ収集作業の負担が大きいとか、次のチェックにございますように「民間給与実態調査」これは人事院、「民間給与実態統計調査」これは国税局、「賃金構造基本統計調査」これは厚生労働省ですが、これらの回答内容はほとんど類似している。できれば一本化もしくはオンライン化してもらいたいという要望が出されております。

社会保険につきましては、例えば2番目のチェックでは、申請に必要な添付書類が非常に多いため、紙で作成、提出したほうが早く、電子化による作成工数の削減効果が限定的であるということで、BPRしないまま電子化しても負担感が減らないという典型例かと思っております。あと、複数の事務所に同じ書類を提出しなければならない事例ということで、雇用保険の適用事業所を新設する際に、労働基準監督署、公共職業安定所、双方に全く同じような届出が必要だけれども、こういうのも一本化してもらえないかという要望が出ております。

従業員の納税に関する事務ということで、例えば住民税の特別徴収税額決定通知書については、自治体ごとに通知書の様式が異なっているということ。あるいは、紙ベースで自治体から配布されますので、それをまた配布する作業に多大な工数を要するというので、このあたりは電子化してもらえないかという要望が出ております。3つ目のチェックのところは、やはり年末調整を行う負担が大きいので、確定申告ベースにすると負担が大幅に減るのではないかという指摘もいただいております。

④の地方税の申告・納付では、2番目のチェックで、電子納税は自治体ごとに対応状況が異なっていて使い勝手が悪いという指摘もいただいております。

⑤の国税の申告・納付につきましては、法人税の申告に当たりまして、例えば添付書類の、電子データをつけるとき、可能容量が少ないという声がございまして。

e-Tax、eLTAXでは、先ほど日本商工会議所からも指摘があったと思いますが、電子証明書を無償化してもらえないかという話や、電子証明書の取得手続を簡素化してもらいたいという話が出ております。

その他ということで、特徴的な意見が幾つか出されておりますが、例えば就労証明書等につきましても、様式とか記入項目が自治体ごとに異なり、手書きでの対応は非常に負担が大きいという意見が出されております。

マイナンバーにつきましても、例えば事業者が報酬等を支払う場合に個人等からマイナ



ンバーを得ないといけないわけですが、提供を拒否される場合があるという話や、マイナンバーの物理的安全管理措置に関する企業側の負担が大きいという指摘もいただいております。

こういった個別の指摘も踏まえて、全般的な指摘でございますが、ここに書いてございますとおり、特に自治体ごとにいろいろと業務や進め方が異なっていて、そこら辺の標準化、共通化を進めるべきではないかという意見がございます。あるいは、許認可手続等においては、必要事項や監督官庁等々を全て把握することは非常に困難なので、担当部局を超えたワンストップ提供を実現できないかということも指摘いただいております。さらに、行政手続の簡素化を進めるに当たっては、従来の発想を超えて業務の改廃も含めた業務プロセスの見直しが必要であるという指摘をいただいております。

最後、18ページでございますが、大体今、申し上げた点をここにまとめてございます。解決に向けてどういう手法が一番いいのかということでございますが、基本的にはしっかり業務改革やBPRをしていただいた上で、電子化を一体的に推進するということが基本ではないかと感じております。

日本経済団体連合会からは以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、経済同友会より御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○藤森行政・制度改革委員長 経済同友会の藤森です。

まず、2ページ目ですけれども、我々は982社に発送いたしまして、171社から回答を得ております。

3ページ目、我々もやはり大企業が多く、製造業、運輸業等が回答数としては多くなっています。

5ページ目に移りまして、回答企業が負担を感じている手続につきましては、トップ5に挙げた項目は日本経済団体連合会さんと同じなのですが、若干順番が違いまして、経済同友会では1位が社会保険に関する手続で、これが50%を超えています。それから、従業員の納税に関する事務も50%を超えています。続いて、地方税、国税、調査・統計に対する協力、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行、こういうところが40%を超えています。

事業開始と事業終了については数が少ないのですが、事業開始時については、許可・認可に係る手続に負担を感じているという結果が出ています。

その次の6ページですけれども、これも日本経済団体連合会さんと同じように、製造業と非製造業の違いについて見たわけですが、製造業はほぼ全面的に負担を感じているという結果が出ています。

8ページ、主に負担を感じている先ほどの5つの分野のうち、国税、地方税、社会保険等についていうと、提出書類作成の負担が大きい、様式が異なる、この2つに赤が集中し、

オンライン化については、オンライン化されていないか、されていても使いにくいというところに赤が集中しています。

記述式でいきますと、ずっと飛んで、14ページ、特に意見が多かったというか、同様の意見が複数寄せられたものを抜粋しますと、例えば社会保険・労働に関しては、就労証明書というのがありまして、これは自治体ごとにほぼ全部様式が違う。それを手書きで対応しなくてはいけない。これは特に保育園等についての就労証明書というのが結構あって、それに対する負担が多いので、女性の活躍等を考えると、この辺について改善していただきたい。書式を統一するだけで結構システム対応が可能になるので、やっていただきたいと思います。

就業規則等を変更すると、いろんなところに届けなくてはいけないので、その分だけ非常に大量のコピーが出るとか、あるいは電子申請についていうと、対応可能なファイル形式が少ないとか、文字制限があったり、キャパが小さいというのが問題となっています。

地方税については、住民税特別徴収額決定通知書というのがあるのですが、これも自治体ごとに用紙サイズなどが違うので、全国的に展開している企業にとっては、従業員への配布に非常に時間とコストがかかるということになっています。

国税については、電子申告のデータの容量が少ないとか、したがって、紙で提出せざるを得ないとか、これは民一民ですけれども、年末調整の保険料控除等について、金融機関ごとに証明書の様式が違うので、従業員の申請誤りが多くて訂正作業の負担が大きいということが出ています。

今後の検討に向けてお願いしたいところが幾つかありまして、これが15ページ、16ページにまとめてあります。第1に「規制・行政手続」というものの定義ですけれども、許可とか申請等に限らず、今、申し上げましたように、日本経済団体連合会さんでも経済同友会でも、社会保険、国税、地方税、統計・調査に関する負担が大きいので、そんなところを範囲に入れてほしい。これが一つです。

対象とする「行政機関」の範囲ですが、これも自治体の方の問題が我々にとっては大きいので、国だけではなくて自治体の様式を整えたり、あるいは自治体自体の業務プロセスを改革するようなことも視野に入れてほしいと思います。

「コスト」の問題ですけれども、政府側のコスト、自治体側のコストに加えて、我々のコスト、いわゆる提出する側のコストを一つのKPIとして、できれば優先順位をつけてほしいと思います。

次の16ページ、オンライン化についてのお願いですが、ほとんど全部オンライン化しようとしているのですけれども、もう一つ大事なことが手続のワンストップ化というのですか。ある手続によってはオンライン化よりも紙でやってもワンストップにしてくれればすぐできるというのが結構あります。したがって、オンライン化にするか、手続をワンストップ化するかは、それぞれ手続ごとに検討していただきたいと思います。

また、日本経済団体連合会さんも最後におっしゃっていましたように、ITも大事ですけ

れども、まずはプロセス改善。これは国も地方自治体もプロセスを改善して、それでITを構築していく。そのようなプロセスをとっていただきたいと思います。

以上、経済同友会でした。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上の御説明につきまして、ちょっと時間が迫っておりますが、幾つかご質問を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 この後に続く我々のアジェンダの仕事を助けるので、皆さんに回答を聞いてしまおうかと思っているのですけれども、今、3団体がおっしゃったことをまとめさせていただくとすると、まずBPRとして電子政府をつくっていく。オンライン化というか、デジタルライゼーションしていく、電子化、電子政府、その中には自治体も含めた大きなe-Govのようなイメージのものをつくっていく-ということでしょうか。

私の考えでは、ここは恐らくIT総合戦略室、遠藤CIOのところテクノロジー分野は担当される。ここがプラットフォームになるかと思っておりますけれども、これを実施していくプロセスの中で恐らく、当然BPRのコンセプトは最初にあって、いろんな申請のフォーマットがスタンダード化され、窓口が自然と統一されるか簡素化されていくだろう。バックヤードではデータの共有ができて、データベースが構築されるので、2度申請も将来的にはなくなっていくのだろうと思います。こうして出来上がったプラットフォームがいろんなものを改善していくかと思っております。電子化というのは絶対に最初に来なければいけない。

その中で、皆様にお伺いしたいのは、一番のプライオリティーが、最初に手続として電子化と簡素化だとすると、社会保険、税の分野に最初に取り組むべきだろうと思われま。そのほかには営業の許可・認可、従業員の証明書などというものもありますけれども、プライオリティーワンというものがあつたらどれでしょうと言われたら、どれをお選びになりますか。

○高橋部会長 では、順番にお三方、申しわけないですが一言でいかがでしょう。

まず、商工会議所からよろしくお願いたします。

○朽原理事 正直申し上げますと、電子化はされているかと思っております。ただ、それが使われていないということです。e-Govの利用率も5割を切っている状況であります。何故使われないのかという原因をヒアリングしてみますと、使いづら、互換性がない、ということがございます。互換性があるようにしていただければ、あるいは手続に必要な基本情報はコピーして使えるようにしていただければ、それだけでも相当改善されるのではないかとございませ。

また、そもそも書類が多いと言われております。10枚ある書類を2枚減らしていただければ20%効率化されるわけですので、まず足元でできることが実はたくさんあるのではないかと

と思っております。例えば、我々が10の書類を出しますと、行政の職員の皆様も10の書類を見なければなりませんので、提出する書類が半分になれば、チェックする行政側の仕事も半分で済みます。したがって、基本的に、まずは全体の事務作業の量を減らしていただければと思っております。

我々商工会議所の会員は小規模事業者が85%であり、従業員数も製造業で20人以下、サービス業で5人以下しかいないということですので、まずは目先の作業量を減らしていただきたいということがございます。

○高橋部会長 それでは、日本経済団体連合会、よろしくお願いたします。

○上田産業政策本部長 1つということなのですが、一応我々は税と社会保障という言い方をしていますので、この分野で手続の見直し等が行われれば、相当効果があるのではないかと見ております。

その際、1つ、ランダムにそれぞれの各省庁で手続を20%減らすというやり方をやってもほとんど意味がないと思います。まず、原則が必要で、多くの申請にかかる負荷というのは、基本的にはほかの役所が持っているデータを申請者がみずから集めて窓口に提出するというプロセスですので、既に行政側にある情報については申請者に要求しない、できないという原則を立てていただけないかということです。

今般、議員立法として成立した、官民データ活用推進基本法においても、連携しなさいということが書いてありますので、それを具体的な動きに持っていくプロセスが必要になります。基本的には行政側の情報連携をしっかりとまずはやっていただく、それを義務的にやっていただくということが第一歩ではないかと思えます。

あと、民間が、あるいは国民が一回出したデータについては何度も何度も同じものを要求してはいけないというルール、こういう横串をきちんと刺していただいた上で手続を減らしていくということで、単純に何となく減らすというのは効果がないと思います。

電子申請につきましても、要は最後、紙が出てしまうとか、事務所に行かなくてはいけなくなり、結局、電子申請した意味がほとんどなくなりますので、電子申請で全てが完結し、申請してから通知が来るまでも電子的に完結するというような電子申請であってほしいと考えます。単にオンラインで申請できます、PDFを大量に提出しますというのは、厳密な意味で電子行政ではないと我々は考えております。

以上です。

○高橋部会長 それでは、経済同友会、よろしくお願いたします。

○藤森行政・制度改革委員長 調査結果によりますと、社会保険と税ということなのですが、オンライン、e-Govについては、基本的に大体できているのではないかと考えています。ところが、例えば、厚生労働省の社会保険とか労働保険というものについては利用率が6.4%だと。ほかのものについては70%から80%ですけれども、これは6%。つまり、オンライン化されていても使えないというのが問題なので、そこを検討していただきたいと思えます。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

では、川田委員。

○川田専門委員 どうもありがとうございます。

商工会議所の方に質問させていただきます。お聞きしていますと、「規制そのものによる手続に負担を感じているもの」と、「書式や様式の差異や重複のために負担を感じているもの」、「規制そのものではなく法律に基づかない調査回答に負担を感じるもの」が混在しているのかなと思います。そのような中、先ほどの意見の概要を見ますと、規制制度そのものよりも、書式や様式の重複など、手続上の煩雑さに負担を感じているという意見が多いという印象を持つのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○朽原理事 規制・制度そのものにつきましては抜本的に検討していただく必要がありますので、山本大臣所管の規制改革推進会議のほうに毎年、規制・制度改革に絞った意見を提出し、検討していただいております。今回は足元のところで、行政手続の簡素化を専門的に検討するこちらの部会を新しく作っていただきましたので、今日からでもできる、近い将来に必ずできると思われる行政手続の簡素化に絞ってお願いをさせていただきます。制度を抜本的に変えるような、例えば、税と社会保険の源泉徴収の義務をやめて、全国民が自主申告をする形にするというような話になると、10年、20年かかる話になると思いますので、今回は現状ある制度の中でいかに官と民の双方の仕事量を減らせるかという視点でお願いをさせていただきます。

○高橋部会長 恐れ入ります。まだまだ御説明頂戴したい部分があると思いますが、残念ながら時間が参ってしまいましたので、事業者へのアンケート結果につきましては、本日はここまでとさせていただきますと思います。

朽原様、上田様、藤森様、本当に御多忙のところ、ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

(日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会 退室)

○高橋部会長 続きまして、次の議題に入りたいと思います。

事業者ニーズを幅広く把握するため、11月16日から12月15日までの1カ月間、内閣府のホームページにおきまして「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」を行いました。その結果につきまして、事務局から御説明を頂戴したいと思います。

○大槻参事官 お手元の資料3をごらんください。

事業者ニーズの把握の一環として、内閣府ホームページで広く国民や企業等から意見を募集いたしました。

募集の内容ですけれども、負担を感じている具体的な規制・行政手続は何か、規制・行政手続のどのような点に負担を感じているのかについて、自由記載方式で意見を募集しました。

募集期間は11月16日からの1カ月間でございます。

周知方法としまして、山本大臣に閣議後記者会見で御発言いただき、また、内閣府のツ

ツイッター、フェイスブックといったSNSを活用いたしました。日本経済団体連合会に規制改革に関心の高い企業への個別の周知を依頼いたしました。また、中小企業庁に「ミラサポ」のメールマガジンにおけるPRを依頼しました。さらに、これまで「規制改革ホットライン」に提案を行った団体への個別周知を行ったところです。

この結果、105件の意見が集まりました。

次のページですが、提出された意見は105件でございましたが、その内容を踏まえまして、適宜分割を事務局において行い、計136事項として整理しております。

提出者別にいきますと、士業関係が12件ございました。これは日本弁理士会から複数の意見をいただいたものなどがございます。それから、事業者等の団体ということで13件、これはリース事業協会とか、全国地方銀行協会などの団体から意見をいただいております。事業者等（法人）ということで5件、個別の株式会社、有限会社、NPO法人などからいただいております。個人が28件、最後、非公表が47件とありますけれども、公表を希望されない団体や法人があったということでございます。

事業段階別に見ましたところ、事業継続時の手続が一番多かったということでございます。

おめくりいただいて、負担感の類型別に、136事項をベースに整理したものでございます。一番多かったのは、①の提出書類の作成等の負担が大きいもの。2番目に多かったのが⑥⑦ですが、同様の書類を複数の組織・部署・窓口に出さなければならない。手続のオンライン化が全部または一部されていない。4番目に多かったのは②の同じ手続について、組織・部署ごとに申請様式・書式等が異なるものでございました。

こういった傾向は、おおむね先にヒアリングの整理を行いましたけれども、その結果と同様ではないかと考えております。

最後、⑰というのがありまして、窓口の開設時間が短いですが、これはヒアリング時になかった意見でございまして、今回項目を新たに設けたものでございます。

4ページ以降が個別の意見でございしますが、幾つか紹介したいと思います。

①の提出書類の作成の関係ですけれども、例えばNo. 2、特許行政手続における料金の減免申請の簡素化ということで、申請に必要な書面の簡素化を図り、より利用しやすくしていただきたいという日本弁理士会からの意見がございました。

また、12ページ目、②の同じ手続について組織・部署ごとに申請様式・書式が異なるものでございますけれども、No. 38ですが、医薬品医療機器等法に係る諸手続の合理化ということで、リース事業協会からの意見ですけれども、リース業界が行うさまざまな業務に対応した意見が出ております。具体的には、都道府県ごとに異なる各種書式ということで、販売業許可の申請、更新の申請、変更届出、こういったものやその添付書類を統一化すること。また、1つの都道府県の様式に従って作成した各種書類について他の都道府県がこれによる申請等を認めること。このような意見をいただいております。

20ページ目、⑥の同様の書類の関係のところですが、No. 69をごらんください。発電機設

置に関する届出という事項がございまして、この右のほうに工事計画届出など、幾つかの届出が出ていますけれども、こういったものにつきまして、ほとんど同様の書面を提出することが必要であるという意見が出ております。

おめくりいただいて24ページ目、⑦の手續のオンライン化の関係ですけれども、例えばNo. 94の市の体育施設の予約手續などがネットでできないですとか、No. 99のパスポートの申請、これは電子化を求めているものですが、事業者というよりは市民目線のようない意見も集まったところでもございました。

最後、36ページ目でございますけれども、窓口の開設時間の関係ということで、業務日時の拡大とか、休日の窓口対応といった意見が個人からも出てきたというところがございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんか。基本的に今までのまとめと共通しているということで、御説明があったと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、御説明を頂戴したということで、次に進めていきたいと思っております。

規制改革、行政手續の簡素化、IT化の一体的推進につきましては、参考資料1にございますように、先行的取組として具体策を検討することになっております。第2回の部会におきまして、検討状況について御報告いただきましたが、本日はその後の状況について、さらに御説明を頂戴したいと思います。

(内閣府政策統括官(経済財政運営担当)、内閣官房日本経済再生総合事務局 入室)

○高橋部会長 まず、内閣府経済財政運営担当の籠宮審議官より御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

○籠宮大臣官房審議官(経済財政運営担当) よろしくお願いたします。

内閣府官房審議官の籠宮と申します。

私から、対日投資会議のワーキング・グループの進捗状況について御説明させていただきます。資料は4-1でございます。

めくっていただきまして、対日直接投資推進会議という閣僚レベルの会議がございます。主宰は石原経済財政政策担当大臣でございます。

この推進会議決定といたしまして、5月20日に規制・行政手續見直しワーキング・グループを開催するという決めております。そのメンバーにつきましては、右側のように早稲田大学の浦田先生に座長をお願いしてございまして、座長代理はこちらの部会にも参加いただいている大崎先生、そのほか、行政書士の方や地方自治体の方、あるいは外国人の方、税理士や弁護士の方、ジェトロの担当部長、対日投資の手續等で実務に関係するよ

うな方々に御参加いただいております。

次の2ページに参りまして、外国企業からは、日本投資環境の阻害要因として、行政手続や規制の負担感を指摘する声が多いので、私どもの会議では、ワーキング・グループを3回開きまして、こういったものについて検討してまいりました。

下のほうに、私どもの対日直接投資促進のための政策パッケージ、対日投資推進会議決定を示しております。骨太の方針と日本再興戦略におきましても決定していますが、早期に結論が得られるものについては、年内に具体策を決定し、その後も1年以内を目途に結論を得るということしております。この年内にということ、まさに今週にも私どものワーキングの中間取りまとめをまとめるところでございます。

本日の段階では、その直前でございますので、資料といたしましては、検討してきた課題ということで整理させていただいております。適宜口頭で補足させていただきます。

1つ目の大きなグループが、法人設立・登記関係でございます。例えばどんな課題かと申しますと、法人の設立登記に当たりましては、資本金を日本国内の銀行口座に払い込まなければいけません。ところが、外国の親会社あるいは外国の個人の方が発起人となって会社を設立しようという場合には、銀行口座の開設が大変なので、日本での法人設立は難しいという問題があります。これにつきましては、発起人の委任を受けた方の銀行口座を使ってもいいという方向で、今、調整しているところであります。

2点目は、日本では印鑑証明書が使われていますが、外国人の方は使わないので、かわりにサイン証明書を得てほしいということになっております。サインはあるのですけれども、サイン証明書自体はそれほど人口に膾炙しておりませんので、とるのに苦労することがある。特に、本人の国籍国か、あるいは日本における外国の領事に限定されておりましたので、アメリカ人の方でしたら、アメリカと日本以外の、シンガポールとかに住んでいる方がどうやってこれをとるのかという問題があります。これに対しては、第三国における、今の例でいいますとアメリカの領事の方でもいい。さらに、日本に来たときに別途取得するというだけでも十分ですという方向で対処しようとしております。

登記申請書類について、参考資料の英訳が求められるのですが、申請にかかわらない部分についても日本語への翻訳が求められるということもありまして、これも簡素化しようという方向であります。

非常に細かい話ですが、割り印の代わりに割りサインというものが求められていることがあるのですが、これはやめましょうという方向で今、議論しているところでございます。

次の点は非常に大きな話なのですが、法人設立後も、法人の登記がなされていても、マネーロンダリング等でいろいろ調査しなければいけないので、銀行口座が開設しにくい、あるいは時間がかかる。3~4カ月かかるという例もあるということでございます。これはある意味民一民の話ですので、なかなか難しいところもあるのですけれども、金融庁に御協力いただきまして、メガバンクに適切に対応できるような態勢整備を求めているところでございます。



大体法人設立の関係はこういったグループでございます。

2つ目の大きなグループは、在留資格の関係でございます。入国管理局で非常に時間がかかる。例えば東京ですと、天王洲にあるのですが、一日仕事になってしまうこともあるということございまして、これをどうにかしてほしい。あるいは、期間の見通しをつけられるようにできないかということでもあります。これにつきましては、できるだけ早目にオンライン化をやっていこうということで、今、御相談しているところであります。

配偶者の就労とか、家事使用人の受け入れにつきまして、家事使用人など帯同者の在留資格の要件が厳しいという問題もあります。これは高度外国人材という制度が数年前に導入されておりまして、所得ですとか年収、学歴、業績で一定のポイントに達した方については要件が緩められております。今回は、高度外国人材の要件につきましてもう少し緩くできないかということと、実は高度外国人材の方ですと、家事使用人の方を帯同してることが認められているのですが、ここにちょっと制約がありまして、この手続を少しやりやすくできないかということとを今、御相談しているところでございます。

3ページ目、行政手続のワンストップ化でございます。アーク森ビルに東京開業ワンストップセンターというのがあるのですが、国家戦略特区の事業として東京都にやっていたいております。これは別に外国企業に限ったものではございません。ただ、ジェトロが同じビルにありまして、ジェトロの中にあるような形になっていますので、外国企業に非常に利用されております。ここに行きますと、登記ですとか、国税、地方税、あるいは在留資格の手続、社会保険の手続を一括して相談できるという形になっているのですが、できるだけここで申請をしていく、手続をフォーマルなものにしていくようなこと、あるいは、申請できる在留資格の対象を広げるとか、そういったことを今、御相談しているところでございます。

4点目は、外国語での情報発信で、各省庁でいろいろな制度、手続につきまして、外国語での情報発信をしていることはありますけれども、これは中身がなかなかわかりにくいということもありますので、幾つか御指摘いただいたもの、例えばe-Taxなどの英語ガイドができないかといったことにつきまして議論しているところであります。

一元的に1つのところで見られるような仕組みもジェトロと相談してやっているところでございます。

5点目の輸入関係、これはさまざまありまして、実は細かいことがいっぱいあるのですが、いくつか挙げますと、まず、通関の際に用いる統計品目番号、これは関税を決めるためのHSコードというのが6桁であるのですが、その下にさらに3桁ついておりまして、関税率が異なる場合でも、この番号を決めるのに時間がかかるということもございまして、この番号をできるだけ簡素化できないかということでもあります。

それから、通関のウェブサイトでいろいろな関税についての情報提供を行っているのですが、結局水際の手続でいろいろな手続をこれに随伴して行きますので、それについての情報提供も充実していこうと。大体このような話であります。

本日のところは課題をこんな感じで御紹介させていただいております。最後のページに書いておりますように、月内、中間取りまとめを行いますので、解決策につきまして、今、ちょっと口頭で御紹介いたしましたけれども、資料が公表されるのをお待ちしておりますと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

御質問は次の説明の後をお願いしたいと思います。

続きまして、内閣官房日本経済再生総合事務局の広瀬次長に来ていただいておりますので、御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長 内閣官房日本経済再生総合事務局の広瀬でございます。

資料4-2をごらんいただければと思います。

資料の3ページが経緯でございます。ただいま内閣府の籠宮審議官から御説明があったのは、この日本再興戦略2016の真ん中あたりのところの、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の簡素化でございます。私ども未来投資会議側で担当するのは次の行の、まさに対日投資の分野以外のところについての先行的な取組、開始できるものについては、年内に具体策を決定しと、この部分です。ここについて検討した次第でございます。

次の4ページ、私たちがどういう視点でピックアップをしたかという点でございます。我々は先行的な取組でございますので、必ずしも網羅的にいろんな案件を掘っていったというよりも、むしろ先行的な取組として非常に興味深いものを掘ってみました。その中で大きく分けて2つのカテゴリーがございます。

1つ目のカテゴリーは、4ページの真ん中にありますように、いろんなIoTとかセンサーを使ったり、第四次産業革命、革新的技術が生まれてくる。しかし、既存の規制とか行政手続がそういった新しい技術があることを前提としないような規制があった場合、その規制が変わらないと新しい技術がどうしても入っていかない。逆に言うと、規制とか行政手続をそれに合わせて見直していけば、技術がどんどん社会実装していくといった分野が、成長戦略上非常に重要なのではないかというのが、1つ目のカテゴリー。

もう一つのカテゴリーは、その下でございますように、同じような分野について、各省庁重複手続があるものについて、特に法人番号とか、新しいデジタル・インフラがございますので、そういうものを活用しながら、とにかく事業者負担にならないようになるべく重複を排除していくといった、この2つのカテゴリーでございます。

5ページをごらんいただきますとも、その中で、1つ目のカテゴリーについては3つのものを、2つ目の行政手続の重複の排除につきましては1つ取り上げております。詳しくはまた個別の資料で御説明いたしますけれども、この技術革新に今の規制が必ずしも対応していない分野として3つ。

1つ目が、スマート保安。IoTを活用した常時監視によって異常・予兆の早期検知をできるようなスマート保安を前提にできるような規制に変えていく。

2つ目が、化学物質の審査でございますけれども、新しい科学的知見とか、ビッグデータの分析を前提にしたような新しい審査に変えていく。

3つ目が、i-Construction。建設生産プロセスでICTを活用していくことによって、大幅に合理化していけるという、建設現場の生産性革命。

4つ目が、行政手続の重複の排除でございますけれども、ベンチャー関連でいろんな省庁が補助金、委託費を出している。その申請様式が各所ばらばらであり、かつ、オンライン申請を必ずしも前提としていない。これをとにかく一括化できないかといった取組でございます。

そういう取組を我々はどうやって評価するかというところにつきましては、6ページの下でございます。まさにこういった手続の簡素化、IT化、規制緩和、いろんなことをやっていくことによって、事業者目線で見ますと、大きく分けて3つの効果があるのではないかと考えております。

この効果については緑の楕円の下の方に3つございます。左のところ、行政手続コストの削減とありますけれども、簡単に申し上げますと、ペーパーワークでございます。ペーパーワークが削減をできる効果が1つ目。

2つ目が、法令遵守コスト（政策コスト）の削減とありますけれども、ある安全規制があった場合に、規制を遵守するためにいろいろな設備を入れたり、あるいは人を張り付けたりとございますけれども、そうした規制を守るためのいろいろな設備とか人手等の負担、これが削減されることによる効果。

3つ目の右側のところは、いわゆる経済効果。規制変更があることによって、本当は自由にできたらもっと商業活動が継続できたところを回復することによる逸失利益の回復。

この3つのものがあり得るのではないかとといった仮説のもとに検証をしてみました。具体的などころにつきましては、7ページ。この3つにつきまして、それぞれ手続コスト削減、法令遵守コスト削減、経済効果を分析してございます。詳細はこの資料の後のほうで御説明いたします。

ずっとめくっていただきまして、18ページ、1つ目のものでスマート保安でございます。

19ページ、これはいろんなコンビナートとかの保安をやる上で、どんどんベテラン従業員が引退の時期を迎えつつあって、いろんなリスクが増大しております。技術の伝承もなかなか大変だという中で、いかにして新しい技術で保安レベルを維持、むしろ上げながら同時にコストを削減していくかという取組が進んでおります。

20ページ、例えば右下のところにありますように、従来であれば、配管の中でいろんなことが起きると、波形がだんだん大きくなっていくのですけれども、現状のままですと、実際に上限アラームのところを超したところで初めてアラームが鳴る。そこで初めて対応すると結構手遅れで、大々的な修理をしなくてはならないという状況が、今の新しい技術

でセンサーとかを配管の中に入れておくと、真ん中あたりに予兆とありますけれども、ちょっと波形が変わってくるといったところですが、いろいろな過去のデータをビッグデータ分析すると、予兆が出てくると、例えば2日後、3日後には相当壊れる可能性があるといったことを事前に予知をして、その段階で工場を止めて手当てをするというと、相当保安のいろんな手当てが効率的にできるこういう技術が出てきております。ただし、現状の規制はこれを前提にしてございません、

次の21ページ、左側のところに高圧ガス保安法上の優遇措置とございます。今の制度でいきますと、左側にまず事業所と書いてございますけれども、原則は毎年都道府県により定期検査を受けなくてははいけない。ただ、次の認定事業所とありますように、幾つかの要件を満たしたところについては、最大連続運転期間4年まで延長することが可能となっております。今回新たに来年度からこういったセンサーを入れた、IoT、ビッグデータ分析を行った、常時監視を行えるといった事業所の場合には、そういう予兆を感知すれば、むしろ保安レベルを維持できるので、最長8年間連続運転ができるという規制緩和をすることと、経産省で対応しようと思っております。

そうしたことをやることの効果を試算してみました。21ページの右側のところで行きますと、②のところは、1回止めると30日間工場を止めなくてははいけない。そのことによる逸失利益が大体ここに書いてあるものでございますけれども、4年に一度が8年に一度になると、大体半分に減るので、ここにあります3.7億円ぐらいの逸失利益が回復できる。

③のところは、検査の回数が減ることによって、検査に対応しなければはいけないいろんな設備とか人件費が減ってくるといったこと。

④のところはその他の届出でよくなることによるペーパーワークの削減でございます。

こういった効果が一応試算上はあり得るのではないかとこのところがスマート保安でございます。

次、資料4をごらんいただきますと、化学物質審査でございます。

ちょっと複雑でございますけれども、23ページをごらんください。新しい機能性化学物質が、左側にありますように、次世代半導体とか、燃料電池、医薬品の非常に重要な材料として使われております。かつ、非常に開発競争がスピードアップしております、国際的な競争が相当激しくなっております。そうした中で、少しでも早くこういった機能性化学物質を実際に商業利用したいというニーズがございまして、23ページの右下にありますように、少量の製造であれば認めるという審査特例制度の申請件数が増加しています。そういう中で、実は日本の化学物質審査は、海外の審査と大きな構造は同じなのですけれども、ほかの国に比べるとちょっと厳しすぎるといった声がございました。

24ページをごらんいただきますと、詳細は省きますけれども、例えば真ん中あたりの通常審査制度と書いてあるところで、試験データが必要と書いてある右側のほうに、分解性、蓄積性、人健康影響、生態影響とございます。右側のところで課題②とありますけれども、分解性試験を行って、さらにそこから分解されて出てきた子物質、このところは今、追

加試験が必要ですが、最近の試験でいきますと、通常親物質より子物質のほうがむしろ安全であるという試験結果もございますので、子物質の試験を不要にするとか、あるいは課題①と書いたところは普通の試験だったら動物実験を活用するのですけれども、最近の事例でいきますと、欧米などでは一番下にありますようなQSAR、むしろ分子構造から動物実験を行わずにコンピューター解析で安全性の推定を行うといった技術を確認しております。こういった技術を原則活用していくといったことで、動物実験の必要がなくなってくる。

さらには、一番左のところ、少量審査を行う場合に、今、全国上限がありますけれども、特に複数の事業者が申請する場合には、なかなか上限がいついっばいになるかわからないとあって、予見可能性が低い場合もございます。そこを環境に実際のどのぐらいの影響があるのかという排出係数についての知見が高まってまいりましたので、これを使って数量調整を行っていくという規制緩和、手続緩和をしていくことによって、詳細はまた省きますけれども、25ページ、26ページにありますように、左側のところにあるとおり法令順守するためのコスト、右側のところにあるとおりペーパーワークについての削減がこのぐらいあり得るのではないかといった効果があると思います。さらには27ページをごらんいただきますと、一番右下のところ、機会損失の解消、これはまさに機能性化学物質をつくらせている化学メーカーが本来作りたかったけれども、作れなかったものが、この規制緩和によって作れるようになると、売り上げ、利益、付加価値レベルでこのぐらい回復できる。さらには、サプライチェーン全体と申しますのは、先ほどの23ページにありました、次世代半導体とか、燃料電池とか医薬品とか、そういったユーザー産業が、黙っていると海外に行ってしまうかもしれない。これが国内でまさに機能性化学物質を活用しながら事業活動を新しくできると、こういった成長戦略上の非常に大きな効果があるのではないかと我々は思っております。

3つ目でございますけれども、32ページにあるとおり、ベンチャーの世界でございます。ベンチャーは、経済産業省、文部科学省、NEDO、ありとあらゆる省庁がいろんなベンチャーのための補助金、委託費を出しておりますけれども、結構申請様式がばらばらだということをお聞きしております。これは、経済産業省が中心になりまして、全体をとにかく共通化していこうという取組を行っております、取組は3つございます。

33ページにありますように、まず、とにかく様式を共通化するということ。

2つ目は、いろんな法人インフォメーションとか、データベースを使って、一回出した情報はもう一回入れなくていいようにする。Tell us onceというルールで重複的に同じことを言わなくていいようにする。

3つ目が一番右側にありますように、オンライン審査を原則にする。こういう3つの取組で行おうと思っております。

34ページにありますように、出さなくてはいけない情報というのは、ここにある共通データ項目A、B、Cと、基本情報、事業内容、財務情報とございます。

35ページをごらんいただきますと、上のほうに提出書類が11種類ぐらいありまして、会社案内からそれぞれの交付申請書、事業化計画書、ざっとあって、最後、11番のところはいろんなBS、PLの書類とございます。大体、まず、書類上似たような補助金で同じようなものを出せばいいというものもございますし、また、2から10のところについては、34ページに戻っていただきますと、事業内容のところに微妙に違うけれども、事業の新規性、革新性、有意性は大体同じことを書けばいいので、そこは様式を共通化して、同じことはそのまま使えるようにするという工夫をしようと思っております。

そうしたことによりまして、35ページにありますように、手続のコストを、真ん中の(1)のところの初めて補助金を出す場合、大体このぐらいの削減、2回目以降はTell us onceで同じ情報はもう一回出さなくてよくなるので、さらに削減できるのではないかとといったことで、ざっと下の平均で一番右下にありますように、大体25~26%ぐらいのコスト削減につながるのではないかと試算をしております。

この取組につきましては、今、データベースのシステムを作っております、来年度から経済産業省、NEDO、総務省、文科省から始めて、再来年度からほかの省庁に広げて進めていきます。金額的には少しかもしれないけれども、ベンチャーにとってはコスト的には非常に負担である、ここを少しでも削減していきながら、ベンチャーの促進を、成長戦略を進めていこうというものでございます。

最後、36ページ、37ページでございますけれども、建設現場の生産性革命ということで、新しいICTを使ったいろんな測量技術、施工技術、検査技術によって、建設現場での効率性、生産性を抜本的に改革しようという取組でございます。

38ページをごらんいただきますと、ここに測量、設計、施工、検査と4段階ございます。測量でいきますと、まず、これまでは一番下でございます。今、伝統的な測量で測量してございますけれども、新しい方法でいきますと、左上のところドローンを飛ばして3次元測量を行って、それを解析すると3次元データができる。これを使って②で実際に3次元の測量データによる設計図を作ってしまう。③でそれを今度はICT建機の中に入れると、黙っていても、例えばのり面などはきれいにできるという、工事ができる。最後は④のところ、ドローンで3次元測量を行って、設計のものとの差分をきちんと解析して、一定の範囲内であれば検査合格にするという、こういう新しい取組を行っていくということでございます。

その効果でございますけれども、最後、41ページ。このことによりまして、検査日数のところも今まで左上のように約200メートル間隔で測量しなくてはいけなかったものが、もうドローンでできますので、要らなくなる。検査書類は今までは相当な部数のものを出さなくてはいけなかったものが、一気に書類は50分の1、あとは3Dデータを電子的に出せばいい。このようなことによって、現場での負担が大幅に軽減されるといったことを狙っております。

以上、4つの取組につきまして、未来投資会議の構造改革徹底推進会合で議論いたしま

して、これは未来投資会議側のほうでの先行的取組と選定させていただきました。

こういった取組を参考にしながら、政府全体の規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進に役立てていただければと思っております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問等頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○森下部会長代理 経済再生総合事務局のほうに御質問ですけれども、ベンチャー支援プラットフォームとは大変いいといたしますか、ベンチャーも大変助かる仕組みになると思いますが、これをやる場合、文科省、経産省、厚労省といろいろなところにまたがると思うのですけれども、今回は誰がリーダーシップをとってやったのか。要するに、やる主体がどこだったのかと御質問したいのです。

○広瀬日本経済再生総合事務局長 これは経済産業省産業政策局のベンチャー支援になっておりまして、ベンチャーはいろんなところにまたがっておりますけれども、必ずしも経済産業省に取りまとめの権限があるわけではありませんが、率先して経済産業省がNEDOの予算を使いまして、システム開発を行って、ほかの省庁に声を掛けております。

同時に、ベンチャーにつきましては、私どもの日本経済再生総合事務局で、ベンチャーチャレンジ2020というのをやっております、これはまさに各省庁にまたがっているいろんな取組をとにかくワンストップ化していこうという取組を行っております、その取組の一環として位置付けている。そのときに実際のシステム開発とか、声を掛けているのは経済産業省がほかの省庁に代表で声を掛けて、何とか一本化していこうという取組をやっている最中でございます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 実は4ページから6ページの内容は、みんなで絶対に共有されないといけないと思いました。まず、こういうふうにシンプルにまとめた国のビジョンがあって、その後には経済成長に向けた今回の行政改革が続いている、となると経済成長と規制改革の立ち位置がはっきりします。

いろんな省庁で同じ議論がいっぱいされているではないでしょうか。この資料のようなシンプルなビジョンを共有すれば、我々としては、重複しない分野がはっきりすると思えます。それは間違いなくITの部分ですね。基盤の部分。これは別々の省庁や会議で別々に議論してはいけない。そうするとまた違ったシステムがいっぱいできます。基幹になるITの共有基盤は、もちろん別の専門家集団が集まって詳しい技術の話をしていかなければいけないと思えます。ITのポリシーをどうするか、セキュリティをどうするか、クラウドをどうするか、どういうパートナーに委任するか、と幅広いポイントがあります。そこで質問

ですが、この共有基盤の構築は政府CIOの担当になるのでしょうか。

○高橋部会長 直接御質問があったので、そちらで。

○広瀬日本経済再生総合事務局長 私が全部お答えする立場かどうか別問題として、まさにおっしゃるとおり、私どものここで紹介したプラットフォームはベンチャーの補助金、いろんな手続がございますけれども、おっしゃったように、およそ電子政府化全体、行政手続全体をIT化するということにつきましては、これはIT戦略本部のところで取りまとめまして、各省庁のいろんな手続のオンライン化をマネージしてやっています。

そういう中で、私どもでもいろいろな声を聞いておまして、各省ばらばらではなくて、いろんなプロトコルとか、標準化すべきではないとか、あるいは原則手続をオンライン化すべきという方針でやるべきではないかと、いろんな声があることも承知しております。まさにそういったIT本部で行うような行政手続全体の電子政府化という取組と、この会議で手続のIT化と簡素化と規制緩和というのをどうやって一体化するかというところが、恐らく規制改革会議側とIT本部のほうでうまく連携しながら進めていく必要があるのではないかと考えています。私どもの再興戦略全体の中で手続のIT化の話も、この話も重要な成長戦略上の位置付けをしておりますので、いろんな会議が連携して、進めていければと思っています。

○吉田委員 イギリスの事例の話、デンマークの話が出ていましたが、当然事業者側のコストセーブということもありますが、国として税金を使っているITのシステムというのは結構大規模な資金運用になるわけで、英国では共有プラットフォームを利用することで、相当な金額のセービングというのがイギリスではあったのです。あと、ベンチャーの創出、ベンチャー企業などをできるだけ使っていこうとしました。それから、日本でも大きな課題ですが、IT人材の育成も必要になりました。

こういったことも意識した、本当に共有のビッグe-Govみたいなものを狙うのがいいと考えています。

ありがとうございます。

○高橋部会長 それでは、大田議長、よろしくお願いします。

○大田議長 ありがとうございます。

広瀬次長に御説明いただいた資料6ページで、行政手続負担の効果の測定で、人件費掛ける時間掛ける人数となっていて、人件費が使われているのですけれども、人件費は業種ですとか企業によって人件費水準が異なりますので、削減目標をA時点とB時点で比較するのであれば、時間だけでいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○広瀬日本経済再生総合事務局長 私どもも一つの試みとして計算してございますので、こうでなければいけないというものは特段ございません。

一応我々、3つのカテゴリーがあるものですから、なるべくイメージが湧くように実際の金額ベースで出したほうがイメージが湧くかなと思ってやりましたが、おっしゃるとお



り、これはあくまで一つの取組なので、ここの会議で全体の目標を作ったりするとき、統一性がなければいけないという事情もあるかもしれません。その場合にここらあたりを何で切ればいいのかというところは確かに議論が必要かもしれません。

○大田議長 ありがとうございます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

ちょっと私から感想というか、お願いというか、籠宮審議官からも広瀬次長からも貴重な御説明をいただいたと思います。

多分、我々の取組とかなり共通の問題意識をもって、対日投資のほうは対日投資の視点からこの問題に取り組まれていて、日本再生のほうは日本再生の視点から取り組まれていると思うのです。ただ、究極的な行政手続のコスト削減とか、IT化とか、我々とかなりアンケートをとっても同じような問題意識で、多分我々がこれからやっていくときにはそちら様の作業と共通するところが出てくると思います。

そのときに、省庁にこれからお願いしていくときに、ばらばらにお願いするのだとなかなか省庁もかなりハレーションが大きいし、疲労感も大きいと思いますので、どうやってお願いしていくかということの調整は、ぜひ事務局で調整しながらやっていただければと思います。

例えば我々は横串なので、ある意味では重点的に今まで積み上げられてきた、いわゆる再生総合事務局のほうで緻密にやられていますね。緻密にやられているところは、そちらのものを我々のところでバッティングするところはそのにかえていただくとか、対日投資のところも同じで、対日投資のところでは我々が工夫してやっているところは、もしそのところがあればそれにかえていただくとか、ちょっとお願いの仕方をこれから工夫していかなければいけないと思いますので、ぜひその辺は事務局を通じて調整していただければと思いますが、事務局はそこはいかがでしょうか。

○刀禰次長 今の3部局はパート1、パート2、パート3と呼んでいますけれども、日常的に連携していますし、本日お越しいただいた審議官、次長とは日常レベルで定期的に会合を持っていますので、今後ともそこはしっかりと連携してまいりたいと思います。

○高橋部会長 特に省庁にお願いするときのお願いの仕方は調整していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

では、堤専門委員、お願いします

○堤専門委員 私からは、2点ございます。一点は、専門委員というより、消費者目線での発言ですが、新しい化学物質の取り扱いに関しては、親物質子物質の安全性など、生産過程が省略されるイコール安全性などがなくしろにされる、という消費者団体の声もありますので、その許可の過程や、それで作られている商品そのものの安全性を、国や専門機関がしっかり告知していくことが必要だと思えます。

もう一点は、ベンチャー促進ということで、いくつかの書類を規定のフォーマットに揃え

て助成金申請や公共案件受注に活用する、という点について、いつも採用される企業と、不採用の企業との不公平感や、採択の透明性を、保っていく努力はして頂きたい、という事です。どうぞ、よろしくお願い致します。

○高橋部会長 何か御感想は。

○広瀬日本経済再生総合事務局長 ありがとうございます。

化学物質審査のところはおっしゃるとおりでございます。まさに安全性のところ事業性のところをどうバランスさせていくかというところが、恐らく今の制度というのはある考え方のバランスでということだけれども、そこは決して安全性を損なわないでありながら、しかし、新しい技術とか新しいデータに基づいたということであろうと思っています。

私どもが経産省から聞いておりますのは、まさに欧米では既にこういったデータを活用しながらというのが進んできている中で、日本はちょっと遅れているというところをキャッチアップしようと。したがって、そこで安全上の配慮というのをないがしろにしない、しかし、技術でカバーをしているということで、両立のバランスをより高度なところでやっていくという考え方だと思っております。

おっしゃるとおり、これを説明していくときに、そういう説明をちゃんとしていかなければいけないので、それはよく経産省のほうに伝えようと思っております。

それから、ベンチャーのところは、おっしゃるとおりでございます。私ども、先ほどちらっと申し上げましたけれども、ベンチャーの促進につきまして、いろんな省庁がいろんな施策を持っているものについて、とにかくばらばらではなくてということをするときに、ここにありますようなプラットフォームで手続を簡素化していくというのは、一つのパーツでございます。まさに政府、関係機関のコンソーシアムというのを最近立ち上げました。二十何省庁機関ぐらいあって、各省庁どこに申請していいかわからないという声も結構あって、したがって、コンソーシアムのアドバイザリーボードの方々にもいろいろ具体の案件の相談があったときに、ここの省庁に行けばいいのではないかというアドバイスをさせていただきながら、そのときにこういったものも活用していただきながら、少しでも手続コスト、申請コストが削減していくし、なるべく採択できるような形でのアドバイスをしながら、一回申請したら、その部分はもう一回まとめなければいけないということにならないように、なるべくコスト削減できるような取組をトータルでやっていこうと思っておりますので、そのように進めたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

まだまだいろいろとお聞きしたいことがございますが、時間になりましたので、ここまでとさせていただきます。ありがとうございます。

籠宮審議官、広瀬次長、お忙しいところ、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いたします。

(内閣府政策統括官(経済財政運営担当)、内閣官房日本経済再生総合事務局 退室)

○高橋部会長 続きまして、本日最後の議題に入りたいと思います。これまでの当部会で

の議論を踏まえまして、規制・行政手続コスト削減の重点分野、目標、手法の検討に当たっての論点を整理していただいておりますので、事務局より御説明を頂戴したいと思っております。

○大槻参事官 お手元の資料5をごらんください。

最初「Ⅰ. 取りまとめに向けて」とありますが、復習になりますけれども、日本再興戦略では、この引用の一番最後のところですが「重点分野の幅広い選定」「削減目標の決定」「計画的な取組を推進する」と記述されております。

本年度中を目途に行う規制・行政手続コスト削減の取組の取りまとめに際しまして、この閣議決定を踏まえて、以下の項目ごと、すなわち1. 重点分野の幅広い選定、2. 削減目標の決定、3. 計画的取組の推進、4. 今後の対応の4点について、検討の整理を行う必要があると考えられます。

おめくりいただきまして、2ページ目「Ⅱ. 検討すべき論点」といたしまして、最初の重点分野の関係です。

(1) 取組の対象範囲ですけれども、行政手続のうちどこまでを取組の対象範囲とすべきかにつきましては、第2回の部会で事務局の整理を行っております。詳しくは第2回の資料を参照いただければと思っておりますけれども、再掲いたしますと、コスト削減の対象とする規制・行政手続としまして、①削減の対象(○)としているものにつきましては、申請、届出とありますが、このうち括弧の中にありますが、許認可や届出といった規制に基づく手続は削減の対象に考えられると整理いたしております。

続いて、②ですが、検討が必要(△)としているものですが、申請、届出であります。このうち不服申立て、税、補助金等の通常規制とは考えられないものにつきましては、その手続に着目した場合、コスト削減の対象とするか検討する必要があると整理しております。このほか、苦情の申し出、請願その他についても検討が必要と整理しております。

③検証の対象外(×)としておりますものにつきましては、処分通知、縦覧等、作成等がございます。

また、行政機関等につきましては、①削減の対象(○)としているものにつきましては、国の行政機関に対する手続、地方公共団体、法令が根拠にあるもの、ただし手法は幅広い検討が必要と整理しています。

②検討が必要(△)としているものですが、独法等、地方公共団体、条例・規則に根拠があるものということで、第2回の部会のときに地方自治への配慮についても言及しております。

③削減の対象外(×)としているものとして、立法府、司法府と整理しております。

(2) 事業者ニーズを踏まえた分野選定です。日本再興戦略でも、事業者目線という言葉がありますが、こういった取組を進めるために、行政手続部会では、これまで御報告したように、アンケート調査、ヒアリング、意見募集を実施しまして、その把握に努めてま

いました。この結果も踏まえて、重要分野の選定については以下のとおり複数の考え方があるが、どうかということでございます。

①「事業者ニーズの把握」の取組の中で、コスト削減を求める声が多い分野。

②年間の手続件数が多い分野、ただし、注とありますけれども、件数が多くても手続1件当たりの削減時間が小さい場合、全体としてのコスト削減効果が大きくても、1事業者当たりの負担感はほとんど軽減されない場合もあるということが考えられます。

③1事業者当たりの負担を大きく削減すべき分野ということで、こちらは逆に、ここに注がありますが、年間の手続件数が少ない場合は、特定の事業者の負担感の軽減は大きいですが、全体としての削減効果は小さい場合があるといったことも言えるのではないかと思います。

3ページ目、(3)分野のくくり方でございます。手続をどのようなまとまりでグループ化したものを分野とするべきか。注とありますけれども、分野の置き方にはさまざまなレベルが存在します。例として、一番大きな社会保障というくくりがありまして、その下位に社会保険、さらにその下位に雇用保険、労災保険、健康保険があると考えられます。登記については、その下のレベルで商業登記、不動産登記に分かれることかと思えます。

2番目ですが、手続の所管省庁が明確になる分野設定を行う必要があるのではないかとしております。例えば省庁横断的に分野設定を行う際には、担当省庁が明確になる設定をする等が必要と考えられます。

次に(4)「重点分野」の位置づけですが、「重点分野」をどのように位置づけるかということで、注にありますけれども、削減目標を設定する分野とする、削減の取組のレビューを行うようにするといった考え方があるのではないかと考えております。

さらに「重点分野」以外の分野についてどうするかということがございます。

2番目の「削減目標の設定」に関する論点です。

(1)削減対象につきましては、そのコストは事業者に対する規制のコストのうち、行政手続コストでよいかという論点がございます。こちらは第2回の部会の資料で整理をしましたが、諸外国の標準的モデルでは、規制のコストとしまして、ここにありますように遵守コスト、直接的な金銭コスト、長期構造コスト等々のコストがございます。このうち、一番上に太線で囲んでおりますが、行政手続コスト、これは規制等を遵守するために企業において発生する事務作業の費用のことをいいますけれども、これを削減対象と考えてよいかといったことが論点でございます。

おめくりいただいて4ページ目ですけれども、「何を」削減するかということがございます。

①として、金銭コストを削減することがございます。この場合、注がありますが、標準的費用モデルにより、社内費用(人件費×作業時間)+社外費用という基本式で推計し、削減の効果を把握することになります。なお、2000年代の欧州の主流の方式ではございますが、コストの推計・算出に長い期間と多額の費用が必要であるということに留意が必要

かと思えます。

次に②として、時間（作業時間）を削減するということがございます。これはアメリカで採用された方式、paperwork reductionですけれども、削減の効果を把握するのは企業内部における手続に要する時間ということでございます。

最後に、③手続そのものとしていますが、申請書の記載欄、添付書類の枚数等を削減することが考えられます。これは日本の過去の取組、平成9年の申請負担軽減対策で採用された方式で、成果・進捗の把握は比較的容易ですけれども、分野・手続によって取組の対象が異なるということがございます。すなわち、金銭や時間で統一的に削減効果を把握することにはならないということでございます。

事業者のニーズや手続の事情・特性によっては「行政手続コスト」以外のものを削減対象とすることを許容すべきかということで、処理期間とありますけれども、処理期間というのは事業者が行政機関に申請書を提出した後、行政機関が許認可などの処分を行うまでの期間のことですけれども、その処理期間の設定あるいは短縮といったことが削減対象として考えられないかということでございます。あるいは、待ち時間と出ていますけれども、これは行政機関の審査を待っている時間ということと、物理的に窓口の順番を待っている時間と両方ありますけれども、こういったものの短縮といったことが考えられるかといったことでございます。

(2) 削減目標ですけれども、どのような目標を設定すべきかということで、①としまして、削減率を設定するということが考えられます。これは注にありますけれども、行政手続コストのベースラインの測定が必要になります。すなわち、全体がわからないとその割合もわからないということでございます。ただ、2000年代の欧州では、実際にベースラインを策定する前に25%削減という目標をいわば先行して設定しているという例が見られております。また、諸外国の調査をしてわかりましたのは、海外では分野によって目標水準に差を設けていることがあるということが見られました。

続いて、②削減額を設定するということが考えられます。こちらベースライン測定により、全体のコスト額がわからなければ、それに対して実現可能な目標を設定することが困難と考えられます。

③は定性的な目標が考えられます。

また、削減のスタート時点、起算点をどの時点に設定するかという論点もございます。

5ページ目ですけれども、(3)取組期間（削減目標の達成時期）でありますけれども、目標実現に向けた取組期間を何年に設定すべきかということがございます。注としまして、取組期間が短期の場合、短期間で成果を得ることはできるが、大規模な情報システムの整備や制度改正を伴う取組は困難と考えられます。一方で、長期の場合は、成果が出る間での時間はかかるが、大規模な情報システムの整備、制度改正を伴う取組の検討も可能となると考えられます。

「Ⅲ．計画的取組の推進」ですけれども、どのように計画的取組を推進するか。また、

フォローアップをどのような形で行うかといったことがございます。

最後に「Ⅳ. 今後の対応」のところですが、本年度中を目途に行う取りまとめの後、規制改革推進会議行政手続部会としてどのような対応を行うかということがございます。

私からは以上になります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらば、よろしく願います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○森下部会長代理 4ページのところ、SCMモデルが大変だという話をずっと言っていたのですが、先ほどの経済再生総合事務局のところで、SCMを変形かもしれないけれども、一応出しているというのを見ると、必ずしもそんなにコストがかかるわけでもないのかなど。考え方の整理の問題なのでしょうけれども、あれを見ていると説得力はあると思うのです。そういう意味では、可能であるならば、先方の事務局からもう少しヒアリングして、SCMモデルを採用してもいいのかなという気もし出したのです。前回は私、アメリカのものをやったらどうかという話をしたと思うのですが、今回、どの程度大変だったのかわかりませんが、それなりの数字が出てきているのであれば、非常に説得力もありますし、同じようなやり方を踏襲してもかまわないのではないかとというのが1点。

2つ目として、数値目標、同じく削減目標ですが、これは前回も言いましたけれども、削減目標は定性的ではなくて定量的でないとは私は意味がないということで、どういう数字にするのかを含めて、ここは非常に重要な議論であろうと思います。

3つ目の点ですが、質問なのですが、経済再生総合事務局がかなりしているので、先ほど高橋さんも言われましたけれども、一体どのようにすみ分けをするのか。先行的に進んでいるのを後で我々が後ろから追いかけてみたい違和感を覚えて本日聞いていたのですが、どのように政府部内ですみ分けができていくのか、ちょっとよくわからなかったもので、そこは御説明をお願いできればと思います。

○高橋部会長 御意見と御質問があったので、御質問のところをよろしくお願いします。

○刀禰次長 今の1点目のSCMの関係でございますけれども、まさにこれから御議論していただいて御判断いただくことになるわけですが、これまで事務局で海外の事例等を中心に見てきたときに感じておりますことをそのまま申し上げますと、ベースラインの測定を日本国において、先ほど行政手続の範囲の話もしていますので、どこまでの範囲かにもよりますが、あらゆる行政手続全てについて計算するという事は、かなりの時間と費用がかかります。イギリスの例で数十億円かかっていたので、そうすると、恐らく今の日本ですと3桁億の可能性も十分ある金額でございます、そういう金額をかけてやってくことになる、予算措置から含めてかなり時間がかかる話になるだろうと思われ、そういったことに国民的理解が得られるかということもあろうかと思えます。

他方、恐らく今回のものについては、外部委託というよりは、いろんな形でヒアリングをして、計算を経済産業省を中心に行ったということではないかと思いますが、個別のものについてやっていくということは、もちろんいろんな意味で調べればできるということはあるだろうと思いますが、他方、もう一つは客観性をどう担保するかということで、今回、あくまでも試算を再生総合事務局でやっていただいたと思いますが、全体的にやったときに、役所が自分で計算しなさいというのが、もちろん全部公表していけばいいのかもしれませんが、お手盛りみたいなことを言われるのか、言われぬのかということもあります。外国の例ではコンサル会社に委託していますが、恐らく何十億も何百億の事業を委託するというのは、これは大変なことになるかと思えます。

もう一つは、SCMを計算する分野を、先ほど再生総合事務局の例にあったように限定していけば、限定した分野についてやっていくことはある程度可能だと思いますので、このあたりも重点分野、幅広く選定となっておりますが、どういった分野、先ほどどの程度のグルーピングという議論もいたしましたけれども、どの程度のことをやっていくのか。ある程度限定されたものであれば、そういったものの計算は可能かと思えます。

他方、そういった金額換算というのは、標準的という概念が必ず入りますので、先ほど大田議長が御指摘されたような、何をもちいて標準的と見るかによっても違ってくるといふ部分もありますし、単純に申し上げれば、外部委託をすることにより費用を安くできるようにただけでもコストは下がりますので、そういう制度改正をすれば下がるのかということも含めて、客観性とは何か、えいと切りますのでどうしても批判の余地がありますが、そういった点をどのように見ていくのかということがあろうと思えます。そういった点も踏まえて、最終的に目標をどう決めていくかという御議論の必要があるかと思えます。

3点目の再生総合事務局との関係ですけれども、再生総合事務局は基本的に今回の作業で取りまとめは終わっております。ですので、今の分野は非常に限定された個別の分野になりますから、また仮に何か同じ分野を我々が選べば別ですけれども、同じ分野を重点で選ばない限りにおいてはそれほど問題は発生しないのかなと思っております。

○高橋部会長 どうぞ。

○森下部会長代理 ということは、経済再生総合事務局がしたのは、我々のここの会議でやる先行事例という位置づけだという理解でいいということですね。

その中で、先ほどのSCMに戻るのですけれども、SCMの先ほどの経済総合事務局のものも、多分欧米でいうタイプのものでなくて、アメリカ型というものと混合型ですね。恐らく時間を出して、そこに単純にコストを掛けただけの話であって、多分1と2の間をとっているようなやり方だと思うのです。そういう意味では恐らくはそんなに難しい計算をしなくてもやれるのではないかと。確かに外部委託云々という話がありますけれども、企業側からいけば業務上はそうなるのですけれども、事業者目線で計算すれば、別に外部委託関係なく削減コストを出せると思うので、そんなに難しく考えなくてもいけるのではないかと思えます。先ほどのやり方を踏襲するのであればという前提ですけれども、もし

これをやるのであれば、ちょっと日本式になるのではないかという気がします。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

まず、本日の経済団体のお三方からお話を聞いて、かなり本日の論点については回答が出ているのではないかと思います。

ビジネスの立場からいえば、完璧なものがあればいいのですが、多分それはなかなか難しい。それよりも時間というところで、一日でも早く成果が出る、成果が個々の企業、個々の現場で感じられるということも非常に重要だと思います。という点でいうと、多分、重点分野というのは本日の方々の話からしてはっきりしている。

もう一つは、当然、数値的目標は私も立てたほうがいいと思います。これは誤差範囲で1割という話ではなくて、目標を立てるからには極めて常識的にいえば半分、半分が難しければ2割、3割というところにしか多分ならないと思うのです。

次に、フォローアップをどうするかという問題になって、それをちゃんとやると非常に時間とお金と外部的なコンサルを雇ってということになるので、そもそものニーズがこういうアンケートでできていますから、フォローアップもアンケートでやってしまうというのも一つではないのか。

基本的に、しょせんコンサルを雇っても、企業へ何かヒアリングをしてどのぐらい時間がかかりますかという、そこで手間はまたかかるので、はっきり言って、もう一度同じアンケートを3年後とか5年後にして、この分野について作業時間が減りましたか、全く減っていない、1割、2割、3割というアンケートをとって、その結果で判断する。それについてはしっかり各社が責任を持って把握するというだけでもよろしいのではないかと私は思います。

もちろん、お金をかけて、非常にモデルをつくってやるというのも一つ他国はやったということですが、日本の場合はなかなかベースがないのと、それだけのお金と時間をかけて成果が本当に出るかというのも若干クエスチョンですから、私は一日でも早くということを重視したほうがいいと思う。

そのときに、アプローチとしては、本日もいろいろ出ていましたけれども、既存のITが、e-何々があるのだったら、その利用率を少なくとも9割とかに高めるとか、本日もアイデアが出ていましたけれども、自治体の書式が違えば、1カ所で受け付けしたので法律に基づくものであれば、ほかの自治体も受け付けなければいけないとか、そういう横串的なルールを設ければいいと思います。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

では、お手が先に上がった川田委員。



○川田専門委員 佐久間さんの意見と近いのですが、誤解をしているかもしれませんので確認させてください。1 ページの囲みの部分、閣議決定の抜粋の下から3行目にある通り、「本年度中を目途に、本格的に行政改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定」を行うということで、この部会の役割が再整理されていますが、これまでのヒアリング結果を考えますと、重点分野は規制改革が必要なもの、あるいは手続の重複や様式の不統一など、事業者が負担に感じているものを中心にある程度まとめられるのかなという印象を持っております。そうしますと、2 ページからの「重点分野の幅広い選定」に関する論点について、事務局からご説明いただきましたが、ヒアリングから整理されたものとは違う分野を考える必要があるということでしょうか。確認させていただきたいと思います。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○刀禰次長 分野という言葉の定義が閣議決定にあるわけではございませんけれども、もともと日本再興戦略を決めていくときに、この中に「重点分野の幅広い選定」という言葉が入ってきたのは、与党との関係で議論を行ったときでございます。そういったときの議論としては、本日も経済団体のほうからありましたけれども、いろいろなここに並んでいるような、社会保険ですとか、公共調達とか、税務とか、そういう分野を大体皆さんイメージされているのかなということで、そういったことを前提にどのようなグルーピングを行う必要があるのでしょうか、といったことを本日資料で整理しているという状況でございます。

○高橋部会長 多分、その分野について、例えばIT化とか、共通化とか、そういう形でいろいろと絞って、要するにアプローチして行って、具体的にどのぐらい削減できるかという話になっていくのではないかと思います。

どうも御指摘ありがとうございます。

原委員、どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。

既に出た点との重複も含めて4点申し上げたいと思います。

1つ目は、まず、森下委員、佐久間委員もおっしゃられた数値目標、これは間違いなく数値での目標が必要だと思います。

2点目に、これも佐久間委員がおっしゃられた、スピードということでございますが、先ほど、削減目標取組期間に関して、短期間だとなかなか大きな成果が出ませんという方向の御説明をされているようにも聞こえたのですが、この問題はこれまでさんざん出てきましたように、各国と比べて相当おくられているという状況であることを踏まえて、スピーディーに取り組むということが重要でないかと思います。

3点目でございますが、資料の2ページ目、検討すべき論点の中の最初に対象範囲という資料をお示しいただいております。この○△×という整理が、この部会での当初の段階での整理ということでお示しいただいているわけですが、これはこれまでに把握されたニ

ーズを踏まえて検討をぜひお願いできればと思います。

この段階では、○になっているのはいわゆる規制と言われるところだけが○になっているわけですが、本日もさんざん議論が出ましたように、いわゆる規制ではない領域、税や社会保険や補助金、助成金といった領域で非常にニーズが高いということは明らかになっていると思います。

あと、×になっているところで1つ気になるのは、処分通知というところですが、これも本日、日本経済団体連合会さんと同友会さんからお話がありましたけれども、地方税の関連で自治体からさまざまな形での通知書が紙で交付されていて、これは事業者にとっての大きな負担になっているというお話、これはこれまでの会でもありましたけれども、ニーズとしてあるのだらうと思います。ここは、処分通知だからといって、行政機関だけの問題ということではなくて、これを改善することによって、事業者の負担が解消される、軽減されるということだと思いますので、ここは×ではなくて、ぜひ対象範囲として御検討いただけるといいのではないかとということが3点目です。

4点目に、資料の3ページで分野のくくり方というところですが、手続の所管省庁が明確になるような分野設定、これは責任者をはっきりさせるということでおっしゃられたのだと思いますが、一方で、気になりましたのが、明確にするために縦割りの分野設定にするという方向に誘導されないように、ぜひ御留意いただけるといいのではないかと。これは本日の補助金の話でもありましたように、複数省庁にまたがっていることによって無駄が生じているという領域がたくさんあると思いますので、こういった縦割りの問題をむしろ解消できるような分野設定をいただけるといいのではないかと思います。

以上です。

○高橋部会長 一当たり御意見を頂戴したいと思います。

○吉田委員 縦割りの無駄というのはまさにおっしゃるとおりで、その部分を見るときにどうしても私はITに関連づけてしまいます。なぜなら、そうした無駄というのはITのところの一つ端的に出るのでですね。ですので、削減目標の一つのメジャメントに、実は行政府側のITコストをおくと分かりやすくなると思います。今の調達コストは今幾ら使っているかというのがわかりますね。それがクラウド化されて、単一のシングルプラットフォームだった場合に、どれだけ調達コストが年々減っていくかというのは、イギリスでも事例が出ているのですけれども、わかりやすい一つの指標ではあると思います。このコストは税金なわけですから、管理、運用、機器の調達コストを比較すれば、どこが削減されたのか、明確になると思います。

先ほど藤森さんがおっしゃっていた、ほとんどオンライン化されています、デジタル化されています、けれども、使っているのは6%だけなのですよというのが全てを物語っていると思うのですね。物すごく高いお金を、でも余り政府の予算が十分に提供されないのは認識しているつもりです。それでもそれぞれITベンダーを任命して、いろんなアプリケーションを開発させ、運用させ、省庁ごとに違う機器を調達して、違うシステムで運用さ

れているような印象があります。これを一つの大きなクラウドにすることで、どれだけチームレスなプロセスが構築できるか認識した方がいいと思います。もしかしたら、各省庁の予算を全部一つに集めて、それこそIT戦略室に持っていくとか、そこでしか調達できませんぐらい激しいことをさせないと、なかなかIT化というのは実現されないというのが海外での経験から得た教訓になっています。

○高橋部会長 堤委員、いかがでしょうか。

○堤専門委員 時間も迫っているので、皆さんおっしゃっていらっしゃるように、何か始めるときに、まずは調査をしましょうと、そこに大きなお金と時間をかけるのは非常にもったいないと思いますので、まず、本当に森下先生がおっしゃったように、費用と時間とかけ合わせたような日本版のものをつくっていくときに、日本商工会議所の方もおっしゃっていましたが、非常に簡単なのは、10枚あった書類が8枚になったよ、2枚少なくなったよというだけで時間は減ると思いますので、まず、その時間という部分。

あと、おっしゃっていた、できれば税金とか社会保障とかという、どの事業者でもやっているものは取り上げていただきたい。補助金、助成金もしっかりと。ここをやっていくためにIT化を進めるということで、多分、委員の先生がおっしゃっていた、今までe何かを使っていらっしゃる事業者を例えば3年間で倍にしましょうというような数値目標を決めてやっていく。このためには、絶対国と地方自治体のフォームの統一が必須になってくると思いますので、本当に本日かなり回答が出ていると思います。あとはやるだけだと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

まだ御議論あると思いますが、私もいろいろありますけれども、それは事務局に個別的に伝えるとして、本日はここまでとさせていただきたいと思います。

本日の議論を踏まえまして、参考資料2にもありますように、年明けから取りまとめに向けて検討を進めてまいりたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

本日の議題は以上でございます。最後に事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日また事務局のほうから連絡させていただきます。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。どうもありがとうございました。